

はままつくらしの情報



フリマ

フリマサービス受取評価は
商品をよく確認してから

2022. 12

編集・発行

浜松市くらしのセンター

〒432-8032

浜松市中区海老塚町51-1

【電話相談】

市民相談 457-2025

交通事故相談 457-2233

消費生活相談 457-2205

フリマサービスは、インターネット上でフリーマーケットのように商品を個人間売買できる、アプリを使用したサービスです。スマホひとつですぐに売買でき、使わないものを有効利用できる便利なサービスですが、「商品が届かない」「代金が支払われない」などのトラブルもみられます。

今月号では、フリマサービスのトラブル事例と注意点を紹介します。



◆ 事例1 ブランドもののネックレスをよく確認せずに評価した

フリマサービスのアプリでブランドもののネックレスを購入した。商品が届き、状態をよく確認せずに評価した。その後偽物だと分かったが、アプリの規約には「評価後の苦情などについては当事者間で話し合うように」と書かれていた。(60歳代 女性)



◆ 事例2 出品・発送したバッグを偽物と言われた

出品したブランドバッグを購入者に送ったところ、購入者から「査定に出したがあまり値がつかなかった。偽物だろう、お金を受け取れないようにしてやる」と返事が来た後、連絡が途絶えた。購入者からの評価もされず、代金も支払われない。(30歳代 女性)

◆ ひとことアドバイス

○ フリマサービスでの取引は、売主と買主との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間での解決を求められます。

○ 利用する際は、取引ルールやトラブル発生時の対応をしっかりと確認することが大切です。

○ フリマサービスでは、買主が商品を受け取り、出品者を「評価」すると出品者に代金が支払われます。評価してサービス上の取引が完了してしまうと、トラブルが起きてもフリマサービス運営事業者の補償サービスやサポートを受けられないことがあります。商品が届いたら、状態をよく確認してから評価しましょう。

○ 当事者間で話し合いが進まない場合は、評価前であればフリマサービス運営事業者に相談しましょう。

○ 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター: 457-2205、消費者ホットライン 188)

【参考・引用】見守り新鮮情報 第434号(2022年10月12日)発行:独立行政法人国民生活センター



エシカルコラム Vol.72 エコラベル



先月号に引き続いて、エコラベルの紹介をします。

私たちは食料品、衣料品、文房具などを日常的に購入、使用し、使用後は廃棄しています。エコラベルの付いた商品は日頃使用する物にも数多く付けられています。日常生活で少し意識してラベルが付いた商品を購入することでエシカル消費※になります。

※エシカル消費：人・社会、地域、環境に配慮した消費行動(買い方、使い方、捨て方)

人・社会、地域、環境に配慮したラベル

国際フェアトレード認証



生産者への適正な価格の支払い、労働環境保護、農薬使用の規制などの基準を満たした製品に付けられます。公正な貿易により貧困のない世界を目指しています。コーヒー、チョコレート以外にも衣料品やサッカーボールなどにもラベルが付いた商品があります。

レインフォレスト・アライアンス認証



森林の生態系、自然資源の保護、労働環境の向上などの基準を満たした製品に付けられています。持続可能な形で、環境や生産者のくらしを守ることができます。コーヒー、果物、切り花などさまざまな商品にラベルが付いています。

GOTS認証



人・環境にやさしい衣料品の利用を進めることを目指し、綿・麻・絹などの原料を製品にするまでの過程で、自然環境、労働環境などに配慮した方法で作られた製品にラベルが付けられます。衣料品、寝具、バッグなどの商品があります。

エコマーク



生産から廃棄にわたる過程を通して、環境への負荷が少ないと認められた製品に付けられます。地球温暖化などから地球を守ることができます。文房具、衣料品などの他、パソコン、DVD プレイヤーといった電子機器にもラベルが付いた商品があります。

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)

